

【前置き】

不幸にも事故に遭ってしまった、愛車を元に戻したい。

保険を掛けていらっしゃる方は、保険金で修理したいですね。

皆さんが前払いで買っている保険、多くのパンフレットには「事故に遭った時にお支払いします」と書かれています。

では、実情としてはどうでしょう。

本来有るべきものとしては

【保険契約に基づく保険金の取り扱いと流れ】

- ①事故発生
- ②被保険者が保険会社へ事故報告
- ③保険会社より被保険者または被害者へ受付の連絡
- ④保険会社より損害調査会社へ当該車両の損害範囲の確認依頼
- ⑤損害調査会社が当該車両及び相手車または相手の物を調査し、当該車両の損害範囲を認定
- ⑥お客様が修理工場に車を持って行き、認定された損害範囲を基に復帰診断
- ⑦お客様が診断書と保険金請求書を保険会社に提出
- ⑧お客様（被保険者または被害者）に保険金給付

【保険はここまで】

《ここからは修理工場との修理契約と流れ》

- ⑨修理工場が出した診断内容、または別の修理見積もり
- ⑩内容を承諾したら修理工場と修理契約
- ⑪修理が完了したら現金引き換えにて車を引き取る。

これが本来有るべきものですが、実際には以下の様になっています。

損害調査会社及び損害調査部門＝ [損調]

- ①事故発生
- ②被保険者が保険会社へ事故報告
- ③保険会社より被保険者または被害者へ受付の連絡。同時に何処の工場で修理するかの確認
- ④修理工場が決まると、保険会社から修理工場に連絡（概算額を要求）
- ⑤保険会社より同社損調へ連絡
- ⑥損調より修理工場に連絡損害内容の解る写真と見積もりを要求
- ⑦修理工場が損調へ写真と見積書を提出
- ⑧損調より修理着工許可
- ⑨修理工場は修理を行う
- ⑩修理完了後お客様へ車を引き渡し完了、損調へ報告
- ⑪損調が損調の基準に修理代金を合わせる様、減額を要求

修理工場が、損調の要求を受け入れるまで保険金は支払われません。

これが現実です。

ではどうなればお客様は幸せなのか？この続きはJTA追認試験で追認された全国工場へどうぞ。



Japan Tecnica Artigiana



Official Membership